

学校法人聖母女学院 寄附行為

〔昭和26年5月12日認可〕

最近届出令和2年3月31日

前 文

本学院の設立母体である「ヌヴェール愛徳及びキリスト教的教育修道会」は、1680年（延宝8年）にフランス中部のヌヴェール市近郊に設立された。この修道会は、「神は愛である」の標語をもって、あらゆる種類の物的・精神的貧しさに苦しむ人々への奉仕、特に子女の教育と、成し得る限りの「愛徳の仕事」に献身することを目的とした。

20世紀初頭、この修道会から神の愛を伝えるため、7人の修道女がフランスより来日した。その中の1人、メール・マリー・クロチルド・リュチニエ（本学院の創立者）は、「愛の学校を設立すること以上に尊いことが、他に何かあるでしょうか。あなたたちは、理性と神の恵みのすすめにしたがって、神、両親、隣人、自分自身に対してなすべきつとめを果たすように、子どもたちに教えなさい」という想い、すなわち「愛と奉仕の精神」の下、1923年（大正12年）、大阪玉造の地に、聖母マリアのみ名をいただいて聖母女学院を設立した。その後、1932年（昭和7年）には、玉造から寝屋川市の香里の現在の地に学舎を移転。更に1949年（昭和24年）には、京都における初のカトリック学校として、京都市伏見区藤森の現在の地に姉妹校を開設した。

2004年（平成16年）、ヌヴェール愛徳及びキリスト教的教育修道会の実質的な学校経営からの撤退を受け、本学院は建学の精神を根幹としつつ、大阪大司教区司教及び京都司教区司教の指導の下に学校経営を担っていくことになった。このような背景もあり、2005年（平成17年）には、聖母女学院の根幹である建学の精神を永久にゆるぐことのないものとして掲げるべく、改めて建学の精神を以下のように成文化した。

カトリックの人間観・世界観にもとづく教育を通して、真理を探究し、愛と奉仕と正義に生き、真に平和な世界を築くことに積極的に貢献する人間を育成する。

本学院は、この学院に学ぶ者が神から愛されていることに気づき、神から与えられた可能性を十分に開花させるとともに、キリストにならって一人一人の人を大切にすることを学び、愛の精神をもって家庭―地域―世界にかかわっていくことができるように指導する。

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人聖母女学院と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市伏見区深草田谷町1番地に置き、従たる事務所を大阪府寝屋川市美井町18番10号に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、学校教育を行い、カトリックの人間観・世界観にもとづく教育を通して、真理を探究し、愛と奉仕と正義に生き、真に平和な世界を築くことに積極的に貢献する人間を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

（1）香里ヌヴェール学院高等学校

全日制課程 普通科

（2）香里ヌヴェール学院中学校

（3）香里ヌヴェール学院小学校

（4）京都聖母学院高等学校

全日制課程 普通科

（5）京都聖母学院中学校

（6）京都聖母学院小学校

（7）京都聖母学院幼稚園

（付随事業）

第4条の2 この法人は、この法人が行う教育事業に付随する事業として次に掲げる保育所を設置する。

（1）京都聖母学院保育園

（2）聖母インターナショナルプリスクール

第3章 役員及び理事会

（役員）

第5条 この法人に、次の役員を置く。

（1）理事 8名以上11名以内

（2）監事 2名

2 理事のうち第6条第1号の理事をもって理事長とする。ただし、理事長の職を解任する場合は、理事総数（現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。）の3分の2以上の議決によらなければならない。

（理事の選任）

第6条 理事は、この法人の建学の精神を理解し、かつ、これに賛同する者で、次の各号に掲げる者とする。

（1）カトリック大阪大司教区大司教及びカトリック京都司教区司教がこの法人の理事長たるにふさわしい人物として推選するカトリック信者。ただし、やむを得ない特段の事由が存する場合は、暫定的にカトリック信者でない者を推選することができるものとする。 1名

（2）カトリック大阪大司教区大司教及びカトリック京都司教区司教が推薦したカトリック信者の中から理事会において選任された者 2名

（3）この法人が設置する学校の長及び保育所の長の中から理事会において選任された者 1名以上2名以内（但し、学校の長1名を含む）

（4）評議員の中から理事会において選任された者 1名以上2名以内

（5）学識経験者の中から理事会において選任された者 3名以上4名以内

（理事長の職務及び代行）

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した他の理事が順次その職務を代行する。

（理事の代表権の制限）

第8条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事会）

第9条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置き、理事長が議長となる。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、随時理事長が招集する。ただし理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事長が第3項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

5 第13条2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

6 理事会は、この寄附行為に別段の定めある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第9項の規定による除斥のため過半数に達しないときはこの限りではない。

7 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合のほか出席理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

9 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（業務の決定の委任）

第10条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事長及び理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第11条 議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事長及び理事長の指名した理事2名以上が署名押印しなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

（監事の選任）

第12条 監事は、この法人の理事、職員、評議員若しくは役員配偶者又は三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（監事の職務）

第13条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- （1） この法人の業務を監査すること
 - （2） この法人の財産の状況を監査すること
 - （3） この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - （4） この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - （5） 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを京都府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - （6） 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - （7） この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（親族関係者等の制限）

第14条 この法人の役員のうちには、各理事についてその配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員（校長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない。
- 3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（役員任期）

第15条 この法人の役員（第6条第3号の規定による理事を除く。以下、この条において同じ。）の任期は3年（就任の日を起算日とする。）とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 新たに選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、他の役員任期満了までとすることができる。ただし、再任を妨げない。
- 3 第6条第3号及び第4号に規定する理事は、学校の長、保育所の長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長又は常任理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員解任及び退任）

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の理事が出席し

た理事会において、出席理事の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為及びこの法人が定める規程等に違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に違反したとき
- (4) この法人の役員としてふさわしくない非行があったとき

2 役員は、次の事項によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 第6条第1号の理事が第5条第2項ただし書の規定により理事長の職を解任されたとき。
- (5) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員 の 補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える欠員が生じたときは、理事長は、1月以内に理事会を招集して、後任者を選出する。

(役員 の 報酬)

第18条 役員に対して、別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任 の 免除)

第19条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務遂行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任 限定 契約)

第20条 理事（理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員 の 選任)

第21条 この法人の評議員は、19名以上23名以内とする。ただし、理事総数の2倍を超える人数でなければならない。

2 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事長及び理事の中から理事会において選任された者 4名
- (2) カトリック大阪大司教区大司教及びカトリック京都司教区司教が推薦した者の中から理事会において選任された者 3名以上4名以内
- (3) この法人の職員の中から理事会において選任された者 4名以上5名以内

(4) この法人の設置する学校の卒業生（過去に設置していた「京都聖母女学院短期大学」においては、2018年3月までの卒業生）で、年齢25歳以上の者の中から理事会において選任された者 2名以上3名以内

(5) 賛助者、学識経験者の中から、理事会において選任された者 6名以上7名以内

3 評議員のうちには、役員のうち一人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうち一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員現在数の3分の1をこえて含まれることになってはならない。

(評議員会)

第22条 この法人に、評議員をもって組織する評議員会を置き、理事長が評議員の中から議長を選任する。

2 評議員会は、理事会の諮問に応じるものとする。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会は、この寄附行為に別段の定めある場合を除き、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

ただし、第9項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

6 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 議長は、評議員として議決に加わることができない。

9 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 議長は、評議員会の開催の場所、日時、諮問事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び議長の指名した評議員2名以上が署名押印しなければならない。

(諮問事項)

第24条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 寄附行為の変更

(7) 合併

(8) 目的たる事業の成功の不能による解散

（9）付随事業に関する重要事項

（10）寄附金品の募集に関する事項

（11）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの

（任期）

第25条 評議員の任期は、3年（就任の日を起算日とする。）とする。ただし、再任を妨げない。

2 新たに選任された評議員の任期は、前項の規定にかかわらず、他の評議員の任期満了までとすることができる。ただし、再任を妨げない。

3 第21条第2項第1号及び第3号に規定する評議員は、理事又は職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

4 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。ただし、再任を妨げない。

5 評議員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

（1）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

（2）この法人の評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は、次の事由によって退任する。

（1）任期の満了

（2）辞任

（3）死亡

第5章 資産及び会計

（資産）

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりである。

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産とは、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。

3 運用財産とは、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で、前項以外の財産をいう。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な金融機関に預金若しくは信託し、又は確実な有価証券を購入し、理事長がこれを保管する。

（経費の支弁）

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 基本財産から生ずる果実，並びに運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実
 - (2) 授業料収入，入学金収入及び検定料収入
 - (3) 寄附金品，補助金
 - (4) その他の収入
- (会計及び会計年度)

第32条 この法人の会計は，学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計年度は4月1日に始まり，翌年3月31日に終わるものとする。

(予算，事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は，毎会計年度開始前に，理事長において編成し，理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て決定する。これに重要な変更を加えようとするときも，同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は，3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに，理事長が編成し，理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも，同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算外に新たに義務の負担をし，又は権利の放棄をしようとするとき，若しくは借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）をするときは，理事会において出席理事の3分の2以上の議決がなければならない。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は，毎会計年度終了後2月以内に作成し，監事の意見を求めるものとする。

2 決算及び事業の実績は，毎会計年度終了後2月以内に，理事長において，監事の意見を付して評議員会に報告し，その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は，毎会計年度終了後2月以内に財産目録，貸借対照表，収支計算書，事業報告書及び役員等名簿（理事，監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は，前項の書類，監査報告書，役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為を各事務所に備えておき，この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には，正当な理由がある場合を除いて，これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず，この法人は，役員等名簿について同項の請求があった場合には，役員等名簿に記載された事項中，個人の住所に係る記載の部分を除外して，同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は，毎会計年度末の現在により，会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第6章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は，次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 京都府知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては京都府知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては京都府知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、カトリック大阪大司教区又はカトリック京都司教区に關係ある宗教法人經營の教育施設又は同一の目的を有するその他の学校法人に帰属するものとする。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て京都府知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得て、京都府知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得て、京都府知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第42条 この法人は、第36条の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、この法人が設置する各学校の掲示場に掲示するものとする。

(施行細則)

第44条 この寄附行為施行に関する細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

2 この寄附行為第6条により新たに選任された理事の最初の任期は、寄附行為第14条第1項の規

程にかかわらず、現に在任中の任期を有する理事の残任期間とする。

3 この法人組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

役名	住所	氏名
理事長	大阪府北河内郡寝屋川町大字三井1011	エレヌ・セシル・リュチニエ
理事	同上	マリー・ジャンヌ・グルマング
理事	同上	ラシウズ・クステイエ
理事	同上	稲田 ミオ
理事	京都府京都市伏見区深草田谷町1	エレヌ・ペニー・ドーレ
監事	大阪府大阪市阿倍野区昭和町東4丁目25	寺西 栄一郎
監事	大阪府北河内郡寝屋川町大字三井1011	レオンティヌ・ウルカスタニエ

4 認可年月日

昭和26年5月12日 文部大臣認可
昭和27年3月6日 文部大臣一部変更認可
昭和35年1月20日 文部大臣一部変更認可
昭和37年1月20日 文部大臣一部変更認可
昭和43年2月3日 文部大臣一部変更認可
昭和50年9月11日 文部大臣一部変更認可
昭和58年5月26日 文部大臣一部変更認可
昭和62年12月23日 文部大臣一部変更認可
平成2年10月18日 文部大臣一部変更認可（平成3年4月1日施行）
平成3年2月28日 文部大臣一部変更認可
平成4年9月24日 文部大臣一部変更認可（平成5年4月1日施行）
平成10年6月15日 文部大臣一部変更認可（平成10年4月1日施行）
平成11年11月30日 文部大臣一部変更認可（平成11年4月1日施行）
平成16年12月3日 文部科学大臣一部変更認可（平成17年4月1日施行）
平成17年12月26日 文部科学大臣一部変更認可（平成17年4月1日施行）
平成19年12月11日 文部科学大臣一部変更認可（平成20年4月1日施行）

附 則

この寄附行為は、2011年4月1日から施行する。
（平成23年3月29日文部科学大臣認可）

附 則

この寄附行為は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2017年5月30日から施行する。
（平成29年5月30日文部科学大臣認可）

附 則

この寄附行為は、2018年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日文部科学大臣認可）

附 則

この寄附行為は、京都府知事の認可の日（2018年9月26日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、京都府知事の認可の日（2020年4月1日）から施行する。